

平成 28 年度 中国・四国ブロック

青少年育成アドバイザー連合会

総 会 議 案 書

日時：平成 28 年 5 月 21 日(土)13:00～14:30

場所：広島市東区区民文化センター 3 階中会議室
〒732-0055 広島県広島市東区東蟹屋町 10-31
TEL 082-264-5551 FAX 082-264-5774

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. あいさつ
3. 議長選出
4. 議事
 - 1) 第1号議案 「平成27年度事業報告」
 - 2) 第2号議案 「平成27年度決算報告」
 - 3) 第3号議案 「平成27年度監査報告」
 - 4) 第4号議案 「平成28年度事業計画（案）」
 - 5) 第5号議案 「平成28年度予算（案）」
 - 6) 第6号議案 「平成29年度第23回研究集会」
 - 7) 第7号議案 「平成30年度第24回研究集会」
5. 議長解任
6. 閉会のことば

第22回研究集会

「“夢の実現”～過程を楽しみ、時間配分で人生を彩る～」

講師 夢配達人 琴づくり 川崎みつ子先生

第1号議案

平成27年度 事業報告

- ・全国青少年育成強調月間 11月
- ・茨城・栃木・宮城豪雨災害 お見舞い (愛媛・香川・広島・鳥取)

事業項目	期 日	場 所	内 容
第20回定期総会	27年5月9日(土) 13:30~15:00	岡山県岡山市 岡山県福祉文化会館	*総会 ・議案審議 *研修会
第21回研究集会	27年 8月29日(土)13:00 ~8月30日 (日)12:00	愛媛県松山市 道後温泉 古湧園	*中四国ブロック研修会 ・全体会・分科会 ・交流会・講演会
三役会議	28年3月23日	広島市東区民文化センター	・総会議案書検討
役員会	28年3月23日	広島市東区民文化センター	・総会議案書検討

【平成27年度 中国・四国各県総会】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	27年 月 日	高知県	27年 6月25日
島根県	27年 月 日	徳島県	27年 4月25日
広島県	27年 5月16日	愛媛県	27年 4月 9日
鳥取県	27年 6月20日	香川県	27年 6月13日
岡山県	27年 月 日		

平成27年度 監査報告

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

平成28年 3月 23日

監事 西岡 賦文

監事 内山 幸光

第4号議案 平成28年度運動方針及び事業計画（案）について

全日本アド連結成20周年、わが会の生みの親である青少年育成国民会議結成50周年の記念すべき年にあたり、育成運動の目指すものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を明らかにし、我らアドバイザーの役割を再認識しながら、今後、新たな育成運動を展開するため、この方針並びに計画を定めるものとする。

1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題

(1) 青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティーが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめに起因して自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課

題が多くあります。

(2) 組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧（社）青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると 1,300 余名の方々が都道府県

アドバイザー組織に加入し活動していますが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人がいて、組織的な独自活動が弱いのが現状であります。一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、高齢化等により、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

また、青少年育成問題の多様化や深刻化で変化に対応できない状況も見られます。

しかし、新しい会員を仲間に入れた県アド会は、会員数が増え活性化が生まれ、新たな担い手として活躍している組織もあります。

私たちの中四国ブロックでも、会員の高齢化が進み、新会員も少なく活動する会員の減少が進んでおり、各県の組織や活動状況を把握する必要があります。同時に、活性化対策や仲間を増やすことが重要な課題となっています。

(3) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定、「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加するとう提唱、地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきました。各県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

これらの状況を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

更に、今年度は基本目標の実現を目指すため「人づくり（我づくり）を積み上

げて、町づくり・国づくりを」のスローガンを加え、自己研鑽を積み重ね、青少年育成を中心に据えた町づくりを進めることも重要な課題と考えます。

(4) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担います。

- ①「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ②青少年育成県民会議を初め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年問題に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④その他、育成課題解決のための地域連携の推進を図ること。

(5) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して過去4回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。現在71名の方々が認定されて活躍しており、27年度は35名が養成講座を受講され、認定申請を受け付け中です。

全日本アド連では昨年度から、今までの反省と検討結果を踏まえ、入門編（仮称入門コース）・認定編（仮称全日本コース）の2段階で養成を図ること決定し、既に実施しています。まずは私たちの仲間を増やすため、ブロックとしては、各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援して、我々の仲間を増やすための（仮称）初級アドバイザーを養成することに努めます。

これによって、認定編（仮称全日本コース）の受講希望者の増大を図ることに努め、修了者は認定審査会を経て青少年育成アドバイザーとして認定し、後継者の養成を図ることが必要と考えます。

(6) 子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められています。その中心は子ども・若者（15歳～39歳）が社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する支援で、特に、市・町の行政施策のタテ割りから横割りとして、関係者が連携を強くして必要な支援を行おうとする、地域支援協議会（行政、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等のネットワーク）の設立であります。行政の取り組みを見ながら我らもこれに参画していくことが重要です。行政と連携し、支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも力を注ぐ必要があります。

平成28年2月にこの「子ども若者ビジョン」は廃止され、新たな大綱が決定されました。全ての子供・若者の健やかな育成にも力が注がれ、新しく①子供・若者の成長を支える担い手の養成②創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、が加わり、私達の育成運動と深く関わっています。内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我らもこれに参画していくことが重要です。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。昨年全日本で関係国会議員に制定要望活動を行いました。その後の状況・内容を把握しながら、動きに注目し、県民会議等連合会と連帯しながら、引き続きブロックとしても、その成立を目指すための運動に取り組みします。

3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みます。

- ・「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進をします。
- ・各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- ・組織の連帯を強化し、会員の拡大と活性化に努めます。

{具体的な内容}

- (1) 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・

「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動」の提唱・推進。

子ども達が、家庭・地域・町の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけ
て実践することを、新しく育成運動の柱とします。

(標語～スローガン)

社会の一員として 逞しく生きる力を 育てるために
「子どもが 伸びるチャンスを 活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～

先ずは、アドバイザーが関わる活動・事業に子どもが伸びるチャンスを増やしま
す。

アドバイザーが関係する地域・団体・市町村民会議・県民会議等でこの運動を提唱し
推進します

1) 家庭の中で～家族の一員としての自覚を高めるために

・・・進んで自分の役割を持とう・・・

- ① 出来ることは進んでしよう～大人も子どもに家族の一員としての役割を持た
せよう
- ② あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず（コダマで～オウ
ム返しで）返事をしよう
- ③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践（趣意書は別紙のとおり）
- ④ 「家庭の日」運動の見直し作業の開始

2) 地域の中で～地域住民の一人としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる地域で、進んで出番をつくろう・・・

- ① 地域行事の中で 子どもの出番（役割・輝く場所）をつくろう
 - ② あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず返事をし
よう
- ・「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践
- ③ 「来た時よりも美しく～後から来る人のために」の提唱と実践

3) 町（社会）の中で～町（社会）の一員としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる町で 輝く チャンスを 増やそう・・・

- ① 町の行事の中に～・こども祭り（フェスティバル）・子ども議会・各種の町

の行事に参加できる場所をつくろう

- ② あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず返事をしよう
・「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践
- ③ 交通ルールを守ろう
- ④ 環境の美化運動・エコ（省エネ）運動へ参加しよう

（2）青少年育成運動の見直し。

（旧）国民会議並びに各県民会議創立50周年を捉えて「このままで良いか？」と視点で育成運動を見直し、新しく「子どもが伸びるチャンスを活かす（増やす・創る）運動」を提唱し推進します。

1) アドバイザー自身の見直しを行う

- ①自分自身にとってアド活動とはどんな活動か？
- ②アド県連の活動はこのままでよいか？を検討する
- ③市町村民会議・県民会議との連携強化方策を検討する。

2) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと連携の強化を図る

- ① アドバイザーは、市町村民会議会員として、市町村の育成運動に積極的に参画します。

ア) 本会が推進する次の運動を提唱し、市町村民会議での運動を展開します。

社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

② 従来からの組織・運動の見直しを行う

イ) 家庭の日・地域のおじさんおばさん運動・大人が変われば子どもも変わる運動・少年を守る店などの点検と見直しを行う

ウ) 組織の構成の見直し～官民一体となって連携した運動ができているか。乳幼児期から育成運動に加わっているか。役員が当て職で機能マヒ・マンネリ化をしていないか？を点検し見直しを行う

③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践

3) 各県アド連と各県民会議との関係見直しと連携強化を図る

- ①各県アド連は県民会議会員となり、関係会議や各事業に積極的に参加して、県民運動の推進力となろう

②町村民会議への対応と同様に、創立50周年を契機に県民会議運動の見直し運動を推進します。

③県民会議等連合会への加入を奨励・推進します。

4) 県民会議等連合会との連携を強化する

①未加入県民会議へ加入の働きかけをし、加盟県の拡大に協力する

②共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指します。

(3) 組織の現状把握と活性化方策の検討

全日本アド連では、27年度に3つの専門委員会を設置し運動・組織の再構築を検討しています。各県アド連（協）も、これに呼応して検討し、可能なものから実施すると同時に、その結果を役員会で集約し、全日本アド連へブロックの意見として提案し、活性化に努めます。

1) アドバイザーが活発な活動を展開する為には、どのようにすれば良いか、基本問題の検討を各県で行いブロックで集約を行い全日本アド連へ提言する。

① 青少年問題とアド連の役割～基本認識と運動方針の再検討

② 規約の再検討

③ 市町村民会議・県民会議・県民会議等連合会との連帯

④ ブロック・各県の活動実態調査の実施

⑤ 未加入組織の加入促進（含む九州ブロック）方策の検討

⑥ 資格会員の加入促進方策の検討

2) 後継者養成の為の検討

アドバイザーの仲間を増やす為に各県・ブロックはどのように取り組むかを検討し、ブロックで集約を行い全日本アド連へ提言する。

① 養成の方法・内容の検討

② 講座の財源・実施場所の検討

③ 全日本認定コースの在り方の検討

3) 広報・運営の検討

認知度が低いと云われる我らの運動（活動・事業）を広く理解頂く為には、どのような方法があるか、また運動（活動・事業）資金をどのように確保するかを各県

で検討し、ブロックで集約を行い全日本アド連へ提言する。

- ①広報誌の発刊
- ②啓発資料の作成（パンフレット・幟旗・シールほか）
- ③ホームページの活用。（全日本・各県アド連・会員ブログなど）
- ④財源確保～会費（各県負担・個人会員会費・賛助会員・企業会員等）、寄付金などの検討
- ⑤NPO化の要否検討

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

1) 隣のおじさんおばさん運動の取組

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなる

ことにあります。そのために挨拶や良いことをしていたら褒める、悪いことをして

いたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

2) 子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者が気軽に集い話し合える場が少なくなり、自宅でケータイ・スマホ・ゲ

ームなどにハマりこむ傾向があります。また、コミュニケーションの能力の希薄

化が課題となっています。古民家や空き商店街、公民館や交流館等できるところで

居場所を考えていきます。

・事例の様子をアドたよりで紹介

3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNS アプリの進化は、

いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化しその対策が急務となっ

ています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。

そのため、身近な場でのケータイ・スマホの研修会の開催を提唱し、各ブロック又は県アドの求めによって、指導者を全日本アド連へ派遣要請します。

5、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

1) 会議の開催

①総会ならびに研究大会

期日 平成28年5月21日

場所 広島市

また、研究大会については、次期開催予定県の計画をする。

(29年高知・30年山口・31年徳島・32年島根・33年香川・34年鳥取・35年愛媛)

・・・この中に岡山が開催可能となれば、組み込むこととする・・・

②九州ブロック研究集会への参加

期日 平成28年10月22・23日

場所 鹿児島県

③役員会の開催～年2回、(10月～高知県内閣府主催ブロック研修会・総会前に総会開催地で)。

④各県研修会などへの参加

2) 広報・啓発活動と組織網の整備

①会員バッジとロゴマーク入りの名刺の活用

全日本アド連では会員意識の自覚と連帯感を昂揚するため、20周年を記念して銀色の会員バッジを作成する計画である。また、同一様式の名刺を活用して、アドバイザーの認知度を高めることも計画している。全日本と連帯して、これらの活用を行う。

②「ありがとう」運動缶バッジ・シールの作成と活用

鳥取県アド協議会が提唱して、全国運動に発展させようとしている「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、全日本アド連で缶バッジ・

シールを作成配布するため、これを活用しその実践と啓発活動を行う。

③のぼり旗の作成と活用

全日本アド連で、のぼり旗の作成を検討しており、各県アドの希望に応じた作成を予定していることから、これに対応し、活動の際に活用して士気高揚と啓発を図る。

④「青少年健全育成基本法」の制定要求運動の実施

全日本アド連では国会議員への要望活動を実施しており、各県アド連(協)も、これを活用して、地元出身国会議員へ要望書提出を行う。また、県民会議と連携して提出することも検討する。(例 島根県では県議会の議決により、総理大臣・衆参両議院議長へ提出している)

⑤出前講座の受け入れ

全日本アド連では「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発を行うことにしており、可能な限り開催希望の所に出かける予定をしている。これに呼応して受け入れ機会を創る。

また、各県で養成講座他育成運動に関する研修会を開催する際に、必要であれば、講師を派遣して、運動を啓発・推進する

⑥「全日本アド連だより」の活用

年3回発行が計画されている「全日本アド連だより」を活用するため、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介します。

⑦全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、等各県・ブロックの情報を適時に載せるよう情報提供して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努めます。

⑧情報連絡網の整備

各県の活動状況が把握できておらず、情報のパイプが詰まっている状況があります。そのため、各県の総会資料をブロックに提供頂くと共に、可能であれば各県に配布する事が適当と考えます。また、各県の会長、事務局の連絡網を整備するため、従来の所在地・居住地・電話・FAXに加えて、メールのアドレスを調査・把握して迅速な広報・連絡体制を確立することも必要です。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出します。

3) 後継者養成講座の開催

各県で仲間を増やすための、ブロック・各県での養成講座の開催に努め、ブロック研究集会も、養成講座の一環として加えることを検討します。

また、全日本アド連が実施するアドバイザー養成講座への参加者確保に努めます。

4) 全日本表彰への推薦を行う

20周年を記念して10期生までのアドバイザーで現在も各県で活動している会員を特別表彰するとともに、本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各加盟都道府県1名程度、記念総会において表彰することとしており、このため該当者の推薦を行う。

又、(社)日本善行会の個人表彰(成人)の推薦も行っています。

5) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

①中央研修会への参加

と き 28年11月28(月)～29(火)日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

②各ブロック研修会への参加

中四国ブロック研修会

と き 平成28年10月18日(火) 10:00～14:30

ところ 高知県

平成28年度事業計画（案）

【重点目標】

1. 子供が伸びるチャンスを活かそう
2. 青少年育成運動の見直しの推進
3. 「地域で子どもの安全を守る」活動事業
4. インターネット・携帯電話による有害情報への対策
5. 「大人が変われば子どもが変わる」運動の推進
6. 少年の社会参加活動と地域の環境整備の推進

事業項目	期 日	場 所	内 容
第21回定期総会	28年5月21日(土) 13:00～14:30	広島県広島市 東区区民文化センター	*総会 ・議案審議 *研修会
第22回研究集会	28年5月21日(土) 14:30～15:30	広島県広島市 東区区民文化センター	夢配達人 琴づくり 川崎みつ子先生
三役会議	29年3月	(未定)	・総会議案書検討
役員会	29年3月	(未定会)	・総会議案書検討

- ・全日本青少年育成アドバイザー連合会総会・研究集会
6月17日～18日 国立オリンピック記念青少年総合センター
- ・九州ブロック研究集会へ参加 10月22日～23日
- ・全国青少年育成強調月間 11月
- ・青少年育成アドバイザー養成

【平成28年度 中国・四国各県総会日程】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	28年 月 日	高知県	28年 月 日
島根県	28年 月 日	徳島県	28年 4月23日
広島県	28年 5月21日	愛媛県	28年 4月 9日
鳥取県	28年 月 日	香川県	28年 月 日
岡山県	28年 月 日		

第6議案

平成29年度 第23回研究集会開催地

- ・開催県：高知県青少年育成リーダー協議会
- ・開催地：いの町青少年センター
- ・日 程：平成29年9月 日（ ）
- ・内 容：開会式、事例発表、ワークショップ、交流会
講演、閉会式

第7議案

平成30年度 第24回研究集会開催地

- ・開催県：
- ・開催地：
- ・日 程：
- ・内 容：

役員名簿（平成27～28年度）

役職	氏名	住所	電話	県役職
会長	山本 邦彦	682-0144 鳥取県東伯郡三朝町西小鹿 834-1	0858-43-2013 (兼 Fax)	会長
副会長	谷本 治	798-1105 愛媛県宇和島市三間町是能 202-40	0895-58-4785 (兼 Fax)	会長
	香川 勝	761-2407 香川県丸亀市綾歌町富熊 183-1	0877-86-2074 (会長宅)	会長
委員	原 史行	699-0501 島根県出雲市斐川町学頭 2022-1	0853-72-2289	会長
	小西 正明	731-0223 広島市安佐北区可部南 1-20-2	082-812-3625 (兼 Fax)	会長
	難波 康雄	700-0086 岡山市津島西坂三丁目 1-2-2	086-252-8939 (会長代行宅)	会長代行
	加屋野智美	747-1232 山口県防府市切畑 850-1	0835-32-1339 (兼 Fax)	会長
	おおとう 大藤 時義	781-2151 高知県高岡郡日高村下分 64-39 *事務局 (志手 清晴) 789-1201 高知県高岡郡佐川町甲 1233-7	0889-24-7520 (会長宅)	会長
谷口 崇義	771-4266 徳島市八多町金堂 126-2	088-645-1073 (兼 Fax) 09028902852	会長	
事務局長	清水 成真	682-0132 鳥取県東伯郡三朝町三徳 1.016	0858-43-2882 Fax 43-2922	事務局長
監事	西岡 賦文	779-1101 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄段上 40-1	090-3789-8818	
	内山 幸光	720-2111 広島県福山市神辺町上御領 1930-2	084-966-0731 (兼 Fax)	

中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会規約

【名称および事務局】

第1条 本会は、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会と称し、事務局を事務局長宅へ置く。

【目的】

第2条 本会は、地域社会における青少年育成アドバイザー活動の資質向上を図るため、会員相互の連携、情報交換及び調査研究を行い、また、全国組織、関係機関等と連携し、促進を行うことを目的とする。

【組織】

第3条 本会の会員は中国・四国各県の青少年育成アドバイザーで構成された組織とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国民会議、県民会議、市町村民会議及び青少年育成団体組織との緊密な連携を図り、実践活動を推進する。
- (2) 調査、研究、研修会等の実施、並びに多様な情報メディアによる情報の収集と提供を行う。
- (3) 青少年の国際交流、ボランティア活動の推進に支援協力する。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

【会員の種別】

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の組織。「一般会員」
- (2) 目的に賛同し、賛助会費を納めた個人・法人・団体。「賛助会員」

【入退会手続き】

第6条 一般会員又は賛助会員の入退会手続きは、組織の会長より必要書面を連合会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

【役員・任務・顧問】

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 監事 | 2名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 事務局長 | 1名 |
| (3) 委員 | 若干名 | (6) 顧問 | 若干名 |

2. 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 : 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 : 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
但し、代行は役員会で決定する。
- (3) 委員 : 役員会を組織し、第12条2項を議決し、執行する。
- (4) 監事 : 業務及び財産を監査する。
- (5) 事務局長 : 会務の事務関連事項を処理する。

3. 本会に顧問をおくことができる。顧問は必要に応じて役員会等において意見を述べることができる。

【役員を選任】

第8条 本会の委員、役員を選出、選任は次のとおりとする。

- (1) 委員は、各県からの代表1名選出する。
- (2) 会長、副会長は委員の中から選任し、総会において承認を得る。
- (3) 事務局長は会長が指名し、総会において承認を得る。
- (4) 監事は委員以外から選出し、総会で承認する。

【役員任期】

第9条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠等により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

【役員の解任】

第10条 役員が、職務の執行に堪えないと認められた時、また、役員にふさわしくない行為が認められた時は、総会の議決により解任することができる。

【会 議】

第11条 本会の会議は、総会、臨時総会および役員会とし会長が招集する。総会の議長は出席者の中から選出し、役員会の議長は会長があたる。

なお、役員会の定足数は、委員の3分の2以上の出席で成立する。但し、委任状を含むものとする。また、委員が出席できない時は代理人を認める。

議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、論長の決するところによる。

- (1) 総会は、組織からの代議員3名で構成し、年1回開催する。但し委任状を含むものとする。
- (2) 臨時総会は、役員会の要請により開催する。
- (3) 役員会は、委員をもって構成し、毎年1回以上開催する。また、役員会の中に必要に応じて専門部会を設置することができる。

【議決事項】

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業および収支に関する事項。
- (2) 役員選任に関する事項。
- (3) 規約改正並びに運営に関する事項。
- (4) その他、役員会での付議事項。

2. 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議する事項。
- (3) 監事は意見を述べることはできるが、議決権はない。
- (4) その他、会務の執行に関する事項。

【経 費】

第13条 本会に要する経費は、「会費、臨時会費、寄付金、補助金、事業収入等」をもってこれにあたる。

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 年会費 (年額1回払い) 7,000円
- (2) 賛助会費 (年額1回払い) 5,000円

【会計年度】

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

[付 記]

本会の規約は、平成9年2月16日より施行し、運営規定は別途定める。

本会の規約は、平成9年10月18日一部改正。

本会の規約は、平成17年4月24日改正して施行する。運営規定は別途定めない。